

# 福祉年金が緩和

老後の幸福のために  
みんなで加入しましよう

福祉年金には、老令、障害、  
母養年金があります。皆さんも新聞、テレビ、ラジオ放送などでお知りのように昨年の10月より「福祉年金と公的年金」と併給が行われるようになりました。

月より「福祉年金と公的年金」の併給が行われるようになり、福祉年金の受給制限が緩和されました。

福祉年金の支払を受ける要件はつきどおりです。

▽前年において本人の所得額が15万円を超えないこと。  
▽前年において配偶者の所得税がないこと。  
▽前年において本人の生計を維持している扶養義務者の所得額が別表の額にみたないこと。

## 控除対象配偶者がないとき

15歳以上の15歳未満の扶養親族の数扶養親族の数		所得税額
1人	0人	14,400円
	1人	14,000円
	2人	13,400円
	3人	12,000円
	4人以上	10,400円
2人	0人	12,000円
	1人	11,400円
	2人	10,000円
	3人以上	8,500円
3人	0人	9,400円
	1人	8,000円
	2人以上	6,500円
4人	0人	6,000円
	1人以上	4,500円
5人	0人又1人以上	2,550円
	6人以上	550円

## 控除対象配偶者があるとき

15歳以上の15歳未満の扶養親族の数扶養親族の数		所得税額
0人	0人	12,400円
	1人	12,000円
	2人	11,400円
	3人	10,000円
	4人以上	8,500円
1人	0人	10,000円
	1人	9,400円
	2人	8,000円
	3人以上	6,500円
2人	0人	7,500円
	1人	6,000円
	2人以上	4,500円
	3人	4,000円
4人以上	1人以上	2,550円
	0人又は1人以上	550円

この金額に達した場合は支給停止

時効(期間が切れたとき)になつたときでも年金はもらえないません。

この手続きについては市民課で行っています。

## 有権者三〇、三一二名

基本選挙人名簿の登録数

今回の選挙人名簿登録人員は、総数で三〇、三二二名です。

年まで行われる各種選舉に使用されることになつています。

昨年9月15日現在で調査した富士市の基本選挙人名簿の登録人員は、昨年12月20日で次のとおり確定しました。

この基本選挙人名簿は、昨年12月20日から本年12月19日

## 公営住宅の入居申込

近く26戸が完成

官島草川団地に建設中の公営住宅が来る3月下旬に完成します。

入居申込の受付を次の通り行いますから入居希望の方は市役所厚生課社会係より申込用紙の交付を受けて手続きをして下さい。(申込用紙の交付は来る2月1日からです)

、八六坪一棟六戸  
一階一六帖、玄関、便所、台所、風呂場、物入れ。  
一階一六帖、三帖、押入れ付。

九、四坪三帖一四戸

プロツク造平家一戸当たり

◇建設場所一富士市官島新田地内早川(昭和36年度建設公営住宅の隣接地)

六帖、四、五帖、玄関、便所、台所、風呂場、物入れ。

九、四坪三帖一四戸

プロツク造平家一戸当たり

◇申込受付期間

2月1日より2月15日まで

◇申込受付場所

市役所厚生課社会係

◇入居予定期日

昭和38年4月上旬

◇選考方法

入居申込者中住居困難の度合、其他申込資格を精査し更に決定し兼ねる

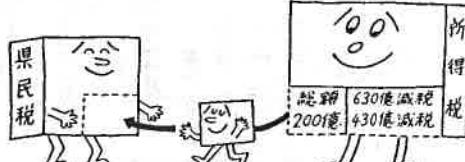
場合を公開抽せんで決定する

## 改正前と改正後の負担額

例) 給与所得者で年間所得50万円で妻と子供2人の場合

所得税	県民税	市民税	合計
12,130円	1,070円	2,820円	16,020円
7,840円	2,680円	3,220円	13,740円

これは所得を同額とした場合の計算です。



総合負担額は430億円減っている。

## 住民税が高くなつたというが

住民税がどうして高くなつたか、その原因についてご説明してみたいと思います。

昭和37年度の住民税が高くなつた最大の原因是、税法の改正により国税(所得税)の一部を県民税に移したことです。具体的には今まで皆さんから納めていたいた国税である所得税を減税して、そのうちの一部を県民税に移譲したものでありますので、県民税のみを考えた場合は確

かに高くなつていますが、改正の趣旨は所得税と県民税とを合わせて考えることが正しいのであり、この合計額においては決して高くなつておません。いや、むしろ所得税においては移譲分以外でも減税しているので、住民税、所得税の総合負担は軽くなつています。ここが改正のポイントであります。しかし昭和37年度の県民税のもととなる昭和36年分の所得は、給与等のベースアップ、一般営業者の方にも高度の経済成長によつて、所得に大きな伸びがあり從つてこの所得の伸び分が税額の増となつております。